

平成24年度

青梅市建設工事等小規模契約希望業者登録資格審査申請書提出要領

青梅市が発注する工事の請負契約、委託契約（設計、測量、地質調査等）および機械設備設置の請負契約のうち、競争入札に付する案件以外の契約（小規模契約）について業者登録を希望される方は、下記により資格審査の受付を行いますので申請書を提出してください。

なお、この業者登録では競争入札に参加することはできませんので、競争入札に参加を希望される方は、東京電子自治体共同運営の電子調達サービスによる入札参加資格申請を行ってください。

1 受付日時等

(1) 受付期間

平成24年2月1日（水）から平成24年2月10日（金）まで
ただし、土曜日、日曜日を除く。

(2) 受付時間

午前9時から正午まで
午後1時から午後5時まで

(3) 受付方法

持参による受付

(4) 受付場所および問い合わせ先

青梅市役所5階契約管財課契約係カウンター
電話番号0428-22-1111
内線2542、2543、2544

(5) 注意事項

申請は、内容を十分説明できる方をお願いします。説明が不十分の場合、受付できない場合があります。

(6) 受付票の交付

申請書の審査後、郵送にて受付票を送付しますので、切手を貼り付けた返信用封筒を用意してください。

2 申請資格条件等

申請できる業者は、次の条件を満たす方です。

- (1) 法人の場合は、青梅市内に本店の登記があること。個人の場合は、青梅市内に住民登録があること。
- (2) 東京電子自治体共同運営の電子調達サービスによる競争入札参加資格登録を行っていないこと。
- (3) 法人の場合は、最新年度分の法人市民税および固定資産税・都市計画税を、個人の場合は、最新年度分の市民税および固定資産税・都市計画税を滞納していないこと。
- (4) 個人の場合は、契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者でないこと。
- (5) 登録・免許・許可（以下「許可等」という。）を営業の要件とする業種について、当該許可等を受けていること。

3 青梅市建設工事等小規模契約希望業者登録資格審査申請書(様式1)の記入方法

項目	説明
商号または名称	本社の商号または名称（個人の方で商号登記していない場合は、屋号または個人名）を記入してください。
代表者職名	会社の代表権のある役員の職名を選択してください。
代表者氏名	会社の代表権のある役員の氏名を記入してください。
資本金	申請日現在の資本金額を千円単位（千円未満切り捨て）で記入してください。
総従業員数	基準日現在の総従業員数を記入してください。（派遣社員、出向社員、パート、アルバイト等は含みません。）
営業年数	法人の場合は登記年月日から、個人の場合は創立年月日から基準日までの営業年数を記入してください。1年未満は切り捨ててください。
審査対象事業年度基準日	法人 平成23年10月1日の直前に終了した事業年度とし、その最終日を基準日とします。 個人 12月末日（平成22年12月31日）
代理人を設定する場合	代理人の氏名・住所等を記入してください。 委任状（様式3）の提出が必要です。
申請業種	別紙「業種分類表」から希望する業種番号ならびに業種名を記入してください。 業種は最高10業種まで登録可能です。 登録・免許・許可の必要な業種等に建設業許可・資格・届出等が義務付けられているものについては、当然その許可等を有していることを条件とします。

4 提出書類

No	提出書類	説 明	法人	個人
1	青梅市建設工事等小規模契約希望業者登録資格審査申請書(様式1)	青梅市建設工事等小規模契約希望業者登録資格審査申請書(様式1)の記入方法を参照してください。		
2	受付票(様式2)	太枠部分を記入してください。		
3	委任状(様式3)	契約に關すること等について、代表者の権限の一部を代理人に委任する場合には提出してください。	必要な場合	必要な場合
4	使用印鑑届(様式4)	代表者が実印以外の印鑑を使用する場合には提出してください。	必要な場合	必要な場合
5	印鑑証明書	(写しは不可)		
6	履歴事項全部証明書(登記簿謄本)	現に効力のある謄本です。個人の場合でも商号を用いる場合は履歴事項全部証明書(登記簿謄本)を添付してください。(原本の提示があれば写し可)		商号登記をしている場合
7	身分証明書	本籍地の市区町村長が発行する身分証明書を添付してください。(原本の提示があれば写し可) 個人の方で商号登記をしている場合は不要です。		商号登記をしていない場合
8	法人市民税の納税証明書	最新事業年度のもの		
9	市民税の納税証明書	最新年度のもの		
10	固定資産税・都市計画税の納税証明書	最新年度のもの		
11	返信用封筒(長40)	申請書の審査後、郵送にて受付票を送付しますので、80円切手を貼り付けた返信用封筒を用意してください。		

5 その他

- (1) 法人または個人により提出書類が異なりますので、上記により提出書類を確認してください。
- (2) 必要書類が不足していたり、記入事項に不備がある場合は受付できませんので、内容をよく確認してから提出してください。
- (3) 申請に虚偽の記載や添付書類等に虚偽の記載があったと判明したときは、資格を取り消します。また、申請内容に重大な誤りがあった場合についても、虚偽申請とみなして資格を取り消す場合がありますので、十分注意してください。
- (4) 青梅市が必要とする場合、申請者等から事情を聞いたり、追加資料

を求めることがあります。

- (5) 申請した各項目については、「青梅市個人情報保護条例(平成9年条例25号)」で保護される部分を除き、原則として公表の対象となります。
- (6) 今回の申請による小規模契約希望業者名簿への登録は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとなります。審査の結果無資格と決定した場合は、平成24年3月31日までに通知します。
- (7) この申し込みを受理されたことにより、必ずしも青梅市と契約できるとは限りません。
- (8) 資格審査申請書を提出した後、申請書類に記入した事項(名称、代表者、印鑑(使用印鑑を含む)、資本金、所在地、電話番号等)が変更になった場合は、速やかに変更届を提出してください。届出を怠ると契約できないことがあります。
- (9) 東京電子自治体共同運営の電子調達サービスによる入札参加資格の登録を行った場合は、競争入札案件に参加することができるようになりますので、速やかに青梅市財務部契約管財課に申し出てください。

以上

メモ欄